県章

三重県公報

令和2年1月7日（火）
第　69　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
1	令和2年三重県議会定例会の招集	（財政課）	2
2	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
3	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（同）	2
4	令和元年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	（市町行財政課）	2
5	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	（漁業環境課）	3
	公安委告示		
141	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく指定暴力団の指定	（公安委員会）	4
	公　　告		
	県営住宅の入居希望者の募集	（住宅政策課）	4

告　　示

三重県告示第１号

令和２年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

令和２年１月７日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　期日　令和２年１月15日

2　場所　三重県議会議事堂

三重県告示第２号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和２年１月７日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名	担当する障害分野
三重県厚生農業協同組合連合会　松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102	松　尾　　宏	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋２丁目174番地	藤　原　拓　祝	呼吸器機能障害
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋２丁目174番地	浅　山　健太郎	呼吸器機能障害
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町字南沖5-7	近　藤　幸　宏	肢体不自由

三重県告示第３号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第２項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和２年１月７日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名
地方独立行政法人　桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目11番地	平　田　和　男

三重県告示第４号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第１項の規定（同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和２年１月７日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2　募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和２年１月14日（火）まで	令和２年１月19日（日）	令和２年３月下旬から同年４月上旬まで

3　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の１日現在で18歳以上33歳未満の男女（32歳の者にあっては、採用予定月

の１日から起算して３月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

(1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(3)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5　志願受付場所の名称及び住所

(1)　次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋１丁目 91
自衛隊三重地方協力本部　四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鵜の森１丁目 14-11 阿部ビル２階
自衛隊三重地方協力本部　津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎４階
自衛隊三重地方協力本部　伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久２丁目 1-58 角屋ビル２階
自衛隊三重地方協力本部　伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ケ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎２階
自衛隊三重地方協力本部　熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2)　各市役所及び各町役場

三重県告示第５号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 20 年三重県告示第 27 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和２年１月７日

三重県知事　鈴　木　英　敬

表中

「

河芸町区域 （白塚漁業協同組合のうち河芸町の地区）	①小型底びき網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業） ②機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ③機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。） ④①、②及び③以外の漁業

」

を

「

河芸町区域 （白塚漁業協同組合のうち河芸町の地区）	①小型底びき網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業） ②機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。） ③①及び②以外の漁業

」

に改める。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第141号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第15条の２第１項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定しますので、同条第８項において準用する同法第７条第１項の規定により、次のとおり告示します。

令和２年１月７日

三重県公安委員会委員長　　山　　本　　進

1(1)　名称　六代目山口組
(2)　主たる事務所の所在地　兵庫県神戸市灘区篠原本町４丁目３番１号
(3)　代表する者の氏名　篠田　建市
(4)　代表する者の住所　愛知県名古屋市昭和区妙見町10番地
(5)　指定番号　6319-2
(6)　警戒区域　桑名市の区域
(7)　指定の期限　令和２年４月６日まで

2(1)　名称　神戸山口組
(2)　主たる事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区二宮町３丁目10番７号
(3)　代表する者の氏名　井上　邦雄
(4)　代表する者の住所　兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町９丁目15番９号
(5)　指定番号　6319-1
(6)　警戒区域　桑名市の区域
(7)　指定の期限　令和２年４月６日まで

公　　告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第１項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和２年１月７日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　受付期間

令和２年１月７日（火）から同月31日（金）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和２年３月４日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2　受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック　　鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510 0253　三重県鈴鹿市寺家町1085 1

中勢伊賀ブロック　　伊賀南部不動産事業協同組合
〒514 0008　三重県津市上浜町１丁目５ １エトアール津102

南勢ブロック・東紀州ブロック　　三重県南勢地区管理事業共同体
〒514 0008　三重県津市上浜町１丁目５ １エトアール津102

3　募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	1

	川越	豊田一色（高齢者・単身可）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般）	2（1）
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般）	1
		笹川（子育向）	1
		笹川（高齢者）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2（1）
		笹川（一般）	1
		笹川第二（子育向）	1
		笹川第二（一般）	1
		河原田（子育向）	1
		河原田（一般・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	1
		高岡山杜の郷（一般）	2（1）
		桜島（高齢者・単身可）	3
		桜島（一般）	2（1）
	亀山	鹿島（一般）	1
中勢伊賀ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	1
		白塚（一般）	1
		一身田（身障者）	1
		一身田（高齢者）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		一身田（一般）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
		新町（高齢者）	1
		新町（一般）	1
	伊賀	服部（高齢者・単身可）	1
		木根（一般）	1
南勢ブロック	松阪	粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（高齢者）	1
		上川第二（一般）	2（1）
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	1
		五十鈴川（身障者）	1
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井戸（一般・単身可）	1
		久生屋（高齢者）	1

4　入居資格

(1)　現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。

(2)　三重県営住宅条例（平成９年三重県条例第52号）第６条に規定する収入基準を満たしていること。

(3)　次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ　過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ　ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ　イに掲げる者の連帯保証人であった者

(4)　申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から２年を経過していないこと。

イ　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から４年を経過していないこと。

ウ　ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から２年を経過していないこと。

エ　県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から２年を経過していないこと。

(5)　地方税を滞納していないこと。

(6)　連帯保証人を２人立てること（連帯保証人が１人でも入居可能な場合があります。）。

(7)　暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5　その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック　鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック　伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック　三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059 224 2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/